

## 質問回答

2017年1月23日

「ヨルダン国 若年層へのキャリアカウンセリング能力向上プロジェクト」

(公示日:2017年1月11日/公示番号:170001)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通 番 号	当該頁項目	質問	回答
01	P21 (21) 積算に関する留意事項	<p>事業用物品購入費(事務機器等)については、貴機構が別途準備するため、積算には含めない事となっていますが、この、事務機器については、執務室で利用するコピー機、プリンター、スキャナー等、基本的な機材が含まれるという理解でよろしいでしょうか?</p> <p>また、通常のオフィスでの事務機器以外に、活動上パイロットサイトで利用する事が有効とされるポータブル機材(カメラ、簡易プリンターなど)については、用途を提案の上積算しても差し支えないでしょうか?</p>	<p>当機構で別途準備する事務機器等をご理解のとおり執務室で利用するコピー機、プリンター、スキャナー、また、ポータブル機材(簡易プリンター等)も含む基本的な機材としております。</p> <p>ただし、コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン(<a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq000010c00g-att/quotation_01_1.pdf">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq000010c00g-att/quotation_01_1.pdf</a>)p.22 にありますようにデジタルカメラは購入も損料も計上を認めません。</p>

以上